



経済産業省公認

# 全石協 news

## ◎ 新年のご挨拶

全国石製品協同組合 代表理事 加登隆三

謹んで新春のお慶びを申し上げます。

長きにわたり全世界を苦しめたコロナ禍がようやく過去のものになろうかという昨年でしたが、年始早々に能登地方を大型地震が襲い、多くの寺院や墓地にも甚大な被害をもたらしました。被災された皆さまには、心よりお見舞い申し上げます。

その後も繰り返す余震に加え、9月には豪雨災害にも見舞われるという過酷な状況の中、石川県石材組合連合会、能登石材組合、一般社団法人全国優良石材店の会、一般社団法人日本石材産業協会、一般社団法人全国石材施工協会、日本青年会議所石材部会と協力し、5回にわたる墓地復興支援活動を実施しました。また、能登豪雨災害に対しては全国の組合員の皆さまの温かいご協力を得て、850,000円の義援金を被災地へ届けることができました。

寺院や墓地は、古来より人々の心の拠り所として重要な役割を果たしてきました。被災地における供養が途絶えぬよう支援を続けることは、亡き人々にとっての慰めとなるだけでなく、残された方々の心の平安を支える大切な営みです。今回の取り組みにおいて、私たちが団体の垣根を越え、業界として一致団結することができたのは、その思いが当然のこととして共有されていたからに他なりません。

そもそも私たちは単に石材を扱うだけの技能集団ではありません。供養文化を守り、日本の伝統を未来に繋ぐという重大な使命を担う、誇り高き同志なのです。円安や物価高騰といった逆風が吹き荒れるさなかではありますが、今年も決して立ち止まることなく、共に知恵を絞り、新たな価値を生み出していきたいと強く感じています。

もう一つご報告です。弊組合は（一社）全国優良石材店の会、（一社）日本石材産業協会と連携し、相続財産から被相続人の埋葬等に係る費用（墓碑及び墓地の購入費用、改葬費用など）を控除できるよう財務省に要望書を提出し、法改正を求め現在も粘り強く交渉を続けています。この法改正が実現すれば、相続人の費用負担が軽減され、お墓を建立することに対する大きな障壁の一つが取り払われることとなります。これもまた、先祖供養文化の再興につながる重要な一歩であり、同時に石材業界にとっての希望の光でもあります。

さらに弊組合では、近年注目される「樹木葬」について正しい知識を消費者に提供すること

を目的としたパンフレットを作成中です。石を使用した樹木葬も普及している今、私たちがそれを避けて通ることはむしろ不自然な行為であり、消費者のイメージと樹木葬の実像との間に横たわる乖離（かいり）を解消し、公平かつ中立の立場から解説することこそが、供養という日本文化の根幹をなす概念を押し広げ、ひいては広義の「お墓文化」の発展と進化をもたらすに違いないとの確信のもと、編集作業を鋭意進めています。繰り返しになりますが、美しき日本の伝統として受け継がれてきた供養文化の灯を絶やさぬため、私たちは妥協することなく進んでまいります。

本年が皆さまにとって、そして石材業界全体にとって飛躍の一年となりますよう、心よりお祈り申し上げます。

## ◎墓埋法施行規則の一部が改正。埋葬・改葬許可証の様式も

『墓地、埋葬等に関する法律』（以下、墓埋法）施行規則の一部を改正する省令（以下、改正省令）が令和6年11月1日付けで、厚生労働省健康・生活衛生局長から都道府県知事・市長・村長・特別区長宛に公布された。これに伴い、関連書類の様式なども変更される。

それによると、墓埋法が規定する埋葬、火葬または改葬の許可に関する事務を処理するために利用する情報システム「火葬等許可事務システム」は、令和7年度末までに標準化基準に適合する情報システム（標準準拠システム）への移行が求められており、それに伴う見直し等が必要だったこと、また令和5年12月に成立・公布された『官報の発行に関する法律』（以下、官報発行法）の施行に伴う改正である、と趣旨を説明している。

改正省令の内容は、以下のとおり。

- ①埋葬、火葬または改葬の許可申請書に記載すべき事項について、規則第1条第3号中の「妊娠月数」を「妊娠週数」に、同条第5号中の「死亡年月日」及び「分べん年月日」を「死亡年月日時」及び「分べん年月日時」にそれぞれ改めたほか、用語の整理等を行なった（規則第1条及び第2条第1項関係）。
- ②埋葬許可証、火葬許可証もしくは改葬許可証または埋葬状況報告もしくは火葬状況報告の様式について、縦書きから横書きに改めたうえで、埋葬、火葬または改葬の許可申請書に記載すべき事項に合わせ、記載項目の見直し、用語の整理等を行なった（規則別記様式第1号か

【右】墓埋法施行規則の一部改正に伴い、横書きに変更された「死体埋葬許可証」の様式

別記様式第一号	
死体埋葬許可証	
部 号	
死亡者の本籍	
死亡者の住所	
死亡者の氏名	
死亡者の性別	
死亡者の出生年月日	
死 因	「一類感染症等」「その他」
死亡年月日時	
葬 場	
埋葬の場所	
申請者の住所、氏名及び死亡者との続柄	住 所 氏 名 死亡者との続柄
交付日：令和 年 月 日	市町村長 印
<small>（注）第四編中第1条第4号に規定する感染症の際は「一類感染症等」に○印を付すること。そうでないときは「その他」に○印を付すること。</small>	

【右】墓埋法施行規則の一部改正に伴い、横書きに変更された「改葬許可証」の様式

別記様式第三号	
改葬許可証	
部 号	
死亡者の本籍	（死因の場合は、父母の本籍）
死亡者の住所	（死因の場合は、父母の住所）
死亡者の氏名	（死因の場合は、父母の氏名）
死亡者の性別	（死因の場合は、死因の性別）
死亡年月日	（死因の場合は、分べん年月日）
埋葬又は火葬の場所	
埋葬又は火葬の年月日	
改葬の理由	
改葬の場所	
申請者の住所、氏名、死亡者との続柄及び墓地使用者等との関係	住 所 氏 名 死亡者との続柄 墓地使用者等との関係
交付日：令和 年 月 日	市町村長 印

ら第第号号を関係)。

③無縁墳墓等に埋葬等された死体等の改葬の許可申請書に添付すべき書類のうち、官報の写しを、官報を出力した書面または官報発行法律第 10 条の規定により交付された当該官報に係る電磁的官報記録を記載した書面の写し(規則第 3 条第 2 号の公告を同法第 11 条第 1 項に規定する書面官報への掲載により行なったときは、同条第 5 項の規定により頒布された当該書面官報の写し)に改めた(規則第 3 条第 3 号関係)。

④その他必要な改正を行なった(規則第 3 条柱書き及び第 2 号並びに第 7 条第 1 項第 3 号関係)。これら改正省令は、令和 8 年 4 月 1 日から施行されるが、規則第 3 条第 3 号の改正規定及び改正省令附則第 3 条の規定は、官報発行法の施行日、すなわち令和 7 年 4 月 1 日からの施行となる(改正省令附則第 1 条関係)。

なお、改正省令の施行後の経過措置として以下の 4 点を挙げている。

①現行の埋葬、火葬または改葬の許可申請については、従前の例によること。この場合、当該申請に係る埋葬許可証、火葬許可証または改葬許可証については、改正省令による改正後の別記様式第 1 号から第 5 号までによるものを使用できる(改正省令附則第 2 条第 1 項関係)。

②改正前の様式(以下「旧様式」)により使用されている書類は、改正省令による改正後の様式によるものとみなす(改正省令附則第 2 条第 2 項関係)。

③現行の旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用できる(改正省令附則第 2 条第 3 項関係)。

④官報発行法の施行日前に規則第 3 条第 2 号に規定する旨を官報に掲載した場合、改葬の許可申請については、改正省令による改正後の同条第 3 号の規定にかかわらず、従前の例によること(改正省令附則第 3 条関係)。

また施行後の留意事項として、以下(一部)を挙げている。

規則第 1 条第 3 号並びに別記様式第 2 号及び第 5 号中「妊娠月数」とあるのが「妊娠週数」に改められた一方で、墓埋法第 2 条第 1 項及び第 3 条並びに規則第 3 条の規定においては、月数による表記が引き続き用いられること。

妊娠週数と妊娠月数の関係は別表(省略)のとおりであり、同法第 2 条第 1 項にいう「妊娠四箇月以上」及び規則第 3 条にいう「妊娠四月以上」は「妊娠満 12 週以上」に、同法第 3 条にいう「妊娠七箇月に満たない」は「妊娠満 24 週末満」にそれぞれ相当する。

\* \* \*

なお、令和 6 年 11 月 1 日付けの官報(号外第 257 号)には、改正前後の条文が上下に並べて掲載されている(改正部分に傍線付き)ので、併せてご覧ください。

※『月刊石材』2025 年 1 月号(1 月 15 日発行)より転載

〔右〕墓埋法施行規則の一部改正に伴い、横書きに変更された「埋葬状況報告」の様式

別記様式第六号

埋葬状況報告( 月分)

令和 年 月 日

市町村長殿

何々墓地  
所在地  
管理者 氏 名

1 死体

氏 名	性別	本 籍	死亡の場所	出生年月日	死因	埋葬の年月日

2 死胎

父母の氏名	死児の性別	父 母 の 本 籍	分べんの場所	分べん年月日	埋葬の年月日

(注) 死体埋葬報告と死胎埋葬報告とは別紙にすること。

# ◎新しい供養のかたち（樹木葬、海洋散骨、デジタル墓）についてのアンケート調査

【調査対象】全国 40 代以上の男女

【調査期間】2024 年 10 月 1 日～2024 年 10 月 30 日 【調査方法】インターネット調査

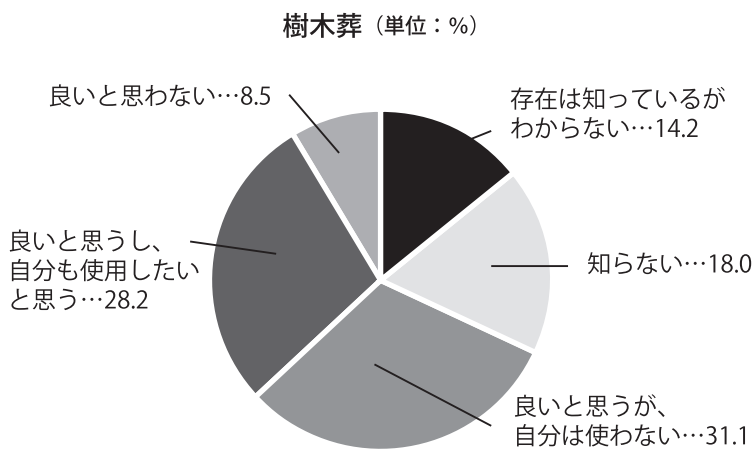
【有効サンプル数】1,000 名

- ◇ 知名度（「知っている」と回答した方）は、「海洋散骨」、「樹木葬」が約 8 割以上。「デジタル墓」については約 6 割
- ◇ 「良いと思わない」の回答が一番多かったのは「デジタル墓（26.4%）」、次いで「海洋散骨（19.3%）」、「樹木葬（8.5%）」。
- ◇ 逆に「樹木葬」、「海洋散骨」は「良いと思う」の回答が得られた
- ◇ 何れの供養のかたちも、男性と比較し、女性の方が好意的な回答が得られている

**Q、近年、供養のあり方が多様化しておりますが、あなたは樹木葬についてどう思いますか？**

※樹木葬とは、許可を得た土地に遺骨を埋葬し、墓石の代わりに樹木や花をシンボルとして植える埋葬方法

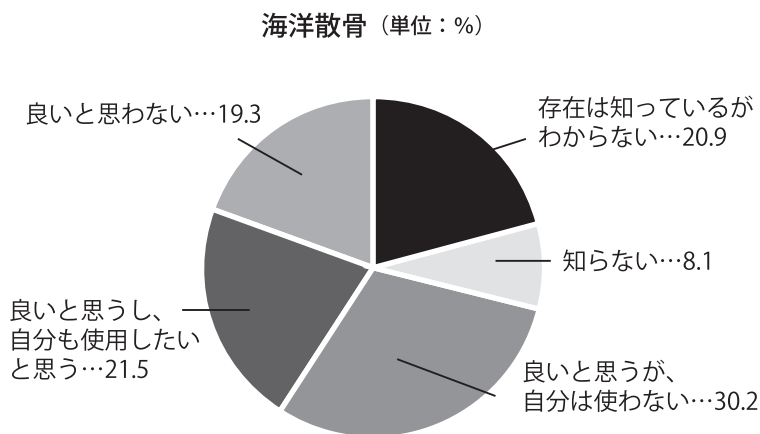
「良いと思うし、自分も使用したいと思う（28.2%）」、「良いと思うが、自分は使わない（31.1%）」と好意的な意見が半数を超えている。認知度についても 82.0%となっている。



**Q、海洋散骨については、どう思いますか？**

※海洋散骨とは、火葬した遺骨を粉状にして海にまくことで供養する葬送方法です。海上散骨や海洋葬とも呼ばれる。

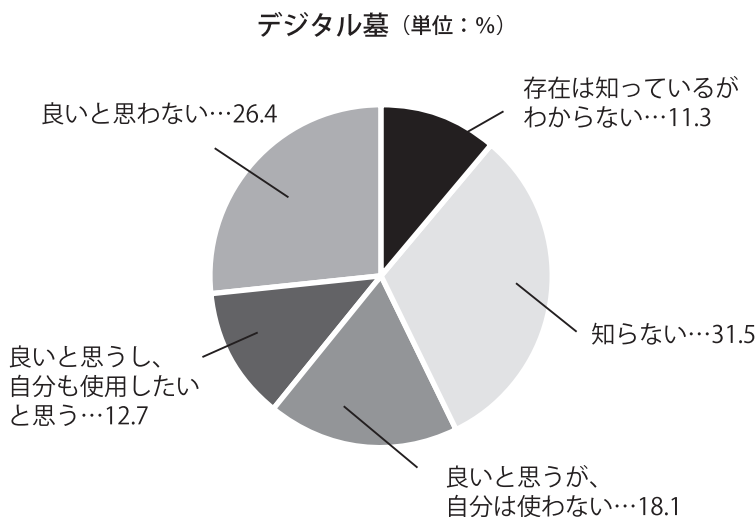
「良いと思うし、自分も使用したいと思う（21.5%）」、「良いと思うが、自分は使わない（30.2%）」と好意的な意見が半数を超えている。認知度についても 91.9%となっており、3つの新しい供養の中で最も高い。



**Q、デジタル墓については、どう思いますか？**

※デジタル墓とは、小さな QR コードの付いた墓標をスマホで読み取ることで、故人との思い出の写真やメッセージ、動画などを見ることができます。自宅に置けるコンパクトなお墓として納めることができる。

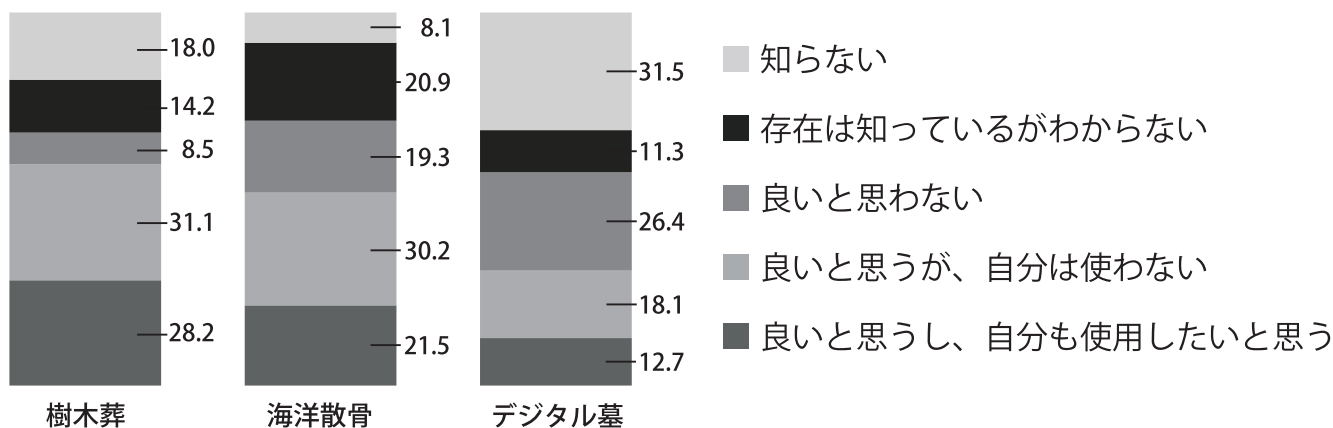
「知らない（31.5%）」という回答が一番高く、「良いと思わない（26.4%）」が続き、認知度が低く、否定的な意見が多い結果となった。



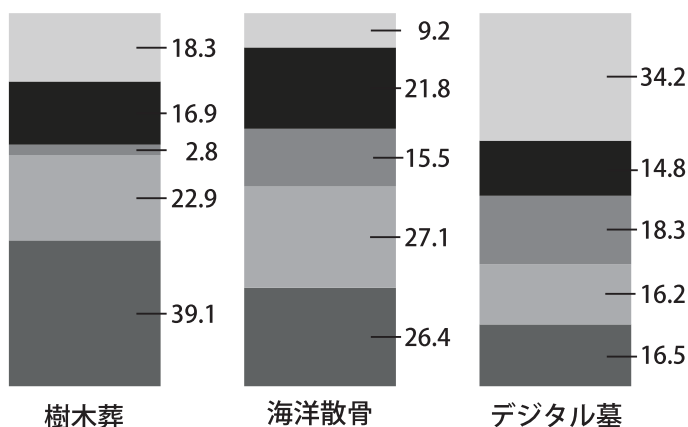
## ■樹木葬、海洋散骨、デジタル墓の比較

- ・知名度（「知っている」と回答した方）は、海洋散骨、樹木葬が約8割以上。デジタル墓については約6割。
- ・「良いと思わない」の回答が一番多かったのは「デジタル墓(26.4%)」、次いで「海洋散骨(19.3%)」、「樹木葬(8.5%)」の順。逆に「樹木葬」、「海洋散骨」は「良いと思う」の回答が得られた。

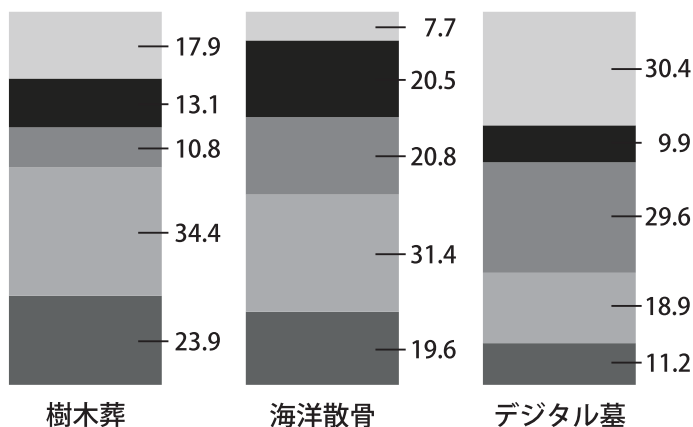
全体（単位：％）



女性（単位：％）



男性（単位：％）



### 《まとめ》

今回のアンケートで「新しい供養のかたち」として、「樹木葬」「海洋散骨」「デジタル墓」についてのアンケート調査を行なった。その中でも、「デジタル墓」は、世の中にその名前が知られるようになってから間もないこともあり、認知度も低く否定的な意見が多くあった。

それに対して「樹木葬」「海洋散骨」については、当組合で過去にアンケート調査を行なった結果と比較しても、認知度と世の中での好感度と理解が進んでいることが如実に反映するアンケート結果となった。また、何れの供養についても、女性の好感度が男性よりも高いことが特徴的な調査結果となっている。

全石協は、消費者とその家族や親族が、お墓や散骨に求める供養のかたちを後悔することのないよう、お墓や散骨のお悩みごと全般を解決する「お墓の相談窓口（相談無料）」を開設しています。また今後も、お墓や散骨に関わる事業者が正しい知識や情報を消費者へ提供できるよう努めてまいります。



経済産業省公認 20121004情第5号

全国石製品協同組合

お問い合わせ等は、☎ 03-5733-3776

〒105-0012 東京都港区芝大門2丁目9番14号5F  
FAX：03-5733-3778 E-mai：info@zenseki.or.jp

<https://zenseki.or.jp/>